

会員における時価情報の提供において留意すべき事項について (ガイドライン)

2020年7月

2019年7月4日付で、企業会計基準委員会（ASBJ）から「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号）（以下「時価算定会計基準」という。）及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号）（「適用指針」という。）が公表されました。

時価算定会計基準では、企業が取引相手である金融機関等の第三者から入手した相場価格について、企業自身が、当該相場価格が時価算定会計基準に従って算定されたものであると判断する場合には、当該相場価格を時価の算定に用いることが可能とされております（適用指針18）。

一方で、当該第三者たる本協会の会員による取引先企業への時価情報の提供については、時価算定会計基準及び適用指針において、取引先企業が時価情報を利用する際の手続の例示として、会員が時価を算定する過程で時価算定会計基準に従っているか確認することを紹介しているのみであり、提供義務に関する直接的な言及はありません。また、金融商品取引法その他の関連法令又は日本証券業協会の自主規制規則においても提供を義務付けておりません。しかしながら、時価情報の提供に関する取引先企業の会員に対する期待は大きいものと考えられますから、会員各社が取引先企業から時価情報の提供を求められた場合には、各社の責任において、その対応（提供の諾否を含む。）について適切に判断すべきものと考えられます。

本来、時価算定会計基準に従った会計処理を行う責任は、財務諸表作成者である企業自身にあり、保有している金融商品の時価の評価・算定に関しても財務諸表作成者である企業の責任に属するものです。よって、会員が取引先企業に提供する時価情報は、あくまで参考情報であり、当該情報の採否については、取引先企業において判断し用いるべきものと考えられます。

このため、会員が時価情報を提供するに際しては、当該時価情報の位置づけ等について付言することが必要となると考えられます。本ガイドラインは、会員が取引先企業に時価情報を提供する場合の留意事項や考え方等について取りまとめたものです。

本ガイドラインは、上記のとおり、自主規制規則等に該当するものではなく、会員が取引先企業へ時価情報を提供する際の参考に供するため作成したものです。

問1 会員が取引先企業に提供する時価情報には、どのようなものがありますか。

会員が提供する時価情報には、主に金融商品取引所が公表する価格や日本証券業協会が公表している統計情報の価格（例えば、売買参考統計値）、及び各種情報ベンダーがそれらについて表示する価格や指標等の「公表等時価情報」、会員が自ら評価又は算定した価格である「評価・算定時価情報」があると考えられます。

問2 取引先企業から依頼があった場合、公表等時価情報も当社が調査、入手をして提供する必要がありますか。

公表等時価情報については、取引先企業においても入手することが可能と考えられるため、公表資料の入手方法を提示すること等により取引先企業が直接入手するようお願いすることが考えられます。会員が当該取引先企業に代わって公表等時価情報を入手し提供する場合には、入手先媒体等の具体的な出所を明示し、正確性のために自らご確認いただくことが望ましい旨を付言することが考えられます。

問3 当社で取引を行った金融商品ではないものであっても時価情報を提供する必要はありますか。

提供する時価情報の範囲は、会員自身が当該取引先企業等と直接売買取引等を行った金融商品とすることが考えられます。ただし、会員自らの責任において、他の金融機関等から時価情報を入手可能である、又は自社において評価・算定が可能であると判断する場合には、適宜対応することも妨げられないと考えられます。なお、他の会員やその他の金融機関等から入手した又は自社で評価・算定した時価情報を取引先企業に提供する場合は、会員自らが当該取引先企業等と直接売買取引等を行った金融商品の時価情報ではないことを明示し、当該情報の採否については当該取引先企業等の責任において判断いただきたい旨を付言することが考えられます。

問4 評価・算定時価情報はどのように算出したらよいですか。評価・算定時価情報の算出が困難な場合、どのように対応すればよいですか。

取引先企業に提供する評価・算定時価情報（問3参照）については、時価算定会計基準及び適用指針を勘案し評価・算定に努める必要があると考えられます。なお、会員において、評価・算定時価情報の算出が困難であると判断した場合には、時価情報の提供を行わないことも考えられます。

また、仲値を提供することも考えられますが、情報の採否については当該取引先企業等の責任において判断いただきたい旨に加え、提供する時価情報が仲値である旨、買気配と売気配の幅が著しく拡大している場合等には、相場価格を表していない可能性がある旨などを付言することが考えられます。

問5 時価情報の評価・算定方法を変更しようと思いますが問題ありませんか。

会員は、時価算定会計基準及び適用指針の改訂があった場合や評価の精度を高める場合を除き、みだりにその評価・算定方法を変更すべきではないと考えられます。なお、評価・算定方法を変更することがやむを得ないと判断される場合においては、その理由や変更内容について取引先企業に説明し、変更後の時価情報の採否は自ら判断いただきたい旨を付言することが考えられます。また、取引先企業等から時価情報の評価・算定方法を変更するような要求があった場合でも合理的な理由とは判断できない場合には応じるべきではないと考えられます。

問6 取引先企業から評価技法又はインプットの提供を求められた場合、会員はその要請に応じる必要はありますか。

取引先企業から評価技法やインプットの提供を求められた場合、会員は、自らが定める情報管理方針等に従い認められる範囲内で情報提供を行うことが考えられます。例えば、会員が非公開情報として管理している評価技法やインプット

のレベルについては取引先企業に提供しないとすることや、公開情報と位置付けているものについてのみ取引先企業に対して提供することなども考えられます。

なお、会員が任意にその要請に応じる場合、提供する評価技法又はインプットが時価算定会計基準及び適用指針に適合したものであることを保証するものではない旨を付言することが考えられます。

以 上